

(ポイント)

- 当地旅行代理店による日本行きチャーター便を利用する方については、当館が発出したレターを当館ホームページに掲載しておりますので、本レターを持参の上、各自で空港まで移動して頂きますようお願い致します。
- 昨日5月12日に当館が発出したメールに対してご返信いただいた日本行きチャーター便への搭乗を希望されている方については、当館にいただいた連絡先に旅行代理店からフライト予約について連絡がいくこととなっております。
- チャーター便のご利用のために、カトマンズ外からカトマンズに来られる方は、各郡のCDO (CHIEF DISTRICT OFFICER) から、通行許可証を取得する必要があります。

在ネパール大使館の注意喚起 (安全情報20-43)

当地旅行代理店による日本行きチャーター便の運航予定について (その3)

1 既にお知らせしておりますとおり、ネパール政府は5月18日(月)までロックダウンを延長することを発表しております。しかし、チャーター便搭乗者の皆様は空港まで移動する必要がございます。今次のチャーター便に関しては各自で空港まで移動していただく必要がございますところ、当館まで発出したレターを当館ホームページに掲載しておりますので、本レターを持参の上、空港まで移動して頂きますようお願い致します。

(当館HP) <https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100054280.pdf>

なお、空港までの移動について、警察に止められるなどの事象が発生した場合には、以下の当館代表電話にご連絡頂きますようお願い致します。

大使館代表電話：4426680

2 昨日5月12日に当館が発出したメールに対してご返信いただいた日本行きチャーター便への搭乗を希望されている方については、当館にいただいた連絡先に旅行代理店からフライト予約について連絡がいくこととなっております。ご希望の搭乗日がある方におかれましては、直接旅行代理店とやりとりして頂きますようお願い致します。

3 チャーター便のご利用のために、カトマンズ外からカトマンズに来られる方は、各郡のCDO (CHIEF DISTRICT OFFICER) から、通行許可証を取得する必要があります。現在、当館からネパール内務省に対して、チャーター便を利用するためにカトマンズに移動する必要がある日本人には通行許可証を発行するように依頼をしております。なお、通行許可証申請時に必要となる書類等に関しましては、追ってメールにてご案内致します。また、カトマンズの移動手段として各自で車両及び運転手を手配してい

ただくこととなりますのでご了承願います。また、当館が入手した情報によると、明日14日以降は郡を跨いで移動が一層厳しくなることから、ポカラーカトマンズ間においてメディカルチェックポイントが設けられ、体温測定等が行われるとのことです。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。(オンライン在留届HP :

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡ください。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記電話から緊急電話対応者に転送されません。(了)